

7 離婚時の年金受給権分割に関する論点（例）

(1) 年金受給権分割の位置付け

女性と年金検討会の提言

- 女性と年金検討会では、「民事法制の検討状況や社会の実態から見て、離婚の際に必ず又は原則的に年金分割するという仕組みではなく、年金分割を選択できる仕組みとすることが適当ではないか。」と提言されている。

- また、我が国で協議離婚が太宗を占めていることに鑑み、離婚時の年金受給権分割に際して、必ず裁判手続きを要することとするのは適当ではない。

- 以上を踏まえ、離婚時の年金受給権分割の具体的な在り方としては、次の2つの仕組みが考えられる。
 - I 離婚当事者間の合意に基づいて、年金受給権が分割される仕組み（「合意に基づく分割」）

 - II 離婚当事者間の合意が成立しない場合、裁判所に年金受給権の分割を請求することができる仕組み（「請求に基づく分割」）

離婚当事者の合意に基づく年金受給権分割（合意に基づく分割）

- 合意に基づく分割については、離婚当事者双方の合意に基づく申し出に従って、社会保険庁が年金受給権分割手続きを行うこととなる。いわば、年金制度上の措置として年金受給権分割を構成することとなる。

- 合意に基づく分割については、次のような論点が考えられる。
 - ① 年金制度において、離婚当事者自身が合意するかどうか次第で年金受給権が分割されるかが決まるという仕組みとすることについて、どう考えるか。

 - ② 離婚当事者の間で年金受給権の分割について合意が成立しない場合について、どう考えるか。

 - ③ 年金制度上の措置として構成するためには、民法上の財産分与手続きとは別に、分割割合の定め方や分割手続き等について、年金法にルールを定めることが必要である。

 - ④ 将来受給する年金受給権を分割の対象とするかについては、受給権が現実発生するかどうかという点やどの程度の期間年金が支給されるかという点が、被保険者の死亡等の事情により決まるなど不確定要素が多いことについてどう考えるか等、今後の検討が必要であるが、例えば、離婚当事者である夫婦間で婚姻期間中の保険料納付記録を分割することにより、将来受給する年金受給権を分割する方法が考えられる。

離婚当事者の裁判上の請求に基づく年金受給権分割（請求に基づく分割）

- 請求に基づく分割については、年金制度上の論点として、次のような点が考えられる。
- ① 離婚時の財産分与に関し裁判所が関与するのは、配偶者が現存共同財産について財産分与請求権を有しているからであり、請求に基づく分割の仕組みでは、配偶者が年金受給権分割請求権（離婚時点で年金受給権が発生していない場合を含む。）を有する構成とすることが必要である。
- ・ 年金受給権の一身専属性の趣旨と配偶者が年金受給権分割請求権を有する構成とすることとの関係について、どう考えるか。
 - ・ 配偶者が年金受給権分割請求権を有する根拠をどう考えるのか。例えば、現行の離婚時の財産分与において「当事者双方がその協力によって得た財産の額その他一切の事情を考慮して、分与をさせるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定める。」とされている中で、ドイツ等のように、婚姻期間中の保険料納付に基づき取得した年金受給権は、夫婦双方の貢献の結果であると整理することについて、どう考えるか。
- ② 裁判所が離婚時の財産分与の対象とするのは、離婚時点で具体的な権利性を有するものであることから、離婚時点で年金受給権が発生していない場合（特に若年離婚の場合）について、どう考えるか。
- ・ 離婚時点で年金受給権が発生していない場合であっても、具体的な権利性を付与することについて、どう考えるか。

- ・ また、この場合に、民法上の手続きとは別に、将来受給する年金受給権固有の分割手続きを設けるかどうかについても検討する必要があるのではないか。

○ また、民事法制との関係に関して、次のような点が考えられる。

- ③ 配偶者が年金受給権分割請求権を有する構成とすることに伴い、離婚手続きの複雑化や長期化を招くことのないよう、民事手続きの手当てが必要ではないか。
- ④ 年金受給権は、不動産や金銭といった離婚時点で財産価額が確定している財産権とは性質の異なる財産権（定期金債権）であることから、民法上の財産分与手続きとは別の分割手続きを設ける必要があるのではないか。

(2) 年金受給権の分割割合

- 女性と年金検討会では、「年金受給権の一身専属性の趣旨から、年金を分割した者の老後の生活保障を確保しつつ、一定の範囲内で年金分割を認めうるということではないか。例えば、相手に年金全てを譲渡するような分割や1/2を超える割合での分割は認められないのではないか。」と提言されている。
- 現在の民法の離婚時の財産分与は分割割合を一律等分に定めることとしていないことから、年金受給権の分割割合についても同様に考えることが適当ではないか。他方で、年金受給権の一身専属性との関係から、分割義務者の老後の生活保障を確保するため、分割割合には一定の限度が設けられることが必要ではないか。
 - ・ 分割義務者：年金受給権分割により年金受給権が減少する者
 - ・ 分割権利者：年金受給権分割により年金受給権が増加する者
- 具体的には、分割義務者から分割権利者に対して移転される年金受給権の上限は、婚姻期間中の保険料納付に基づく夫婦それぞれの年金受給権の合計の2分の1から、分割権利者の本来の年金受給権を差し引いたものとすることが考えられる。当該上限まで分割義務者の年金受給権は減少することがあり、分割権利者の年金受給権は増加することがある。

例：分割義務者の年金受給権40、分割権利者の年金受給権20の場合（ともに婚姻期間中の年金受給権）
 → 分割義務者から分割権利者に対して、最大10（ $= (40+20) / 2 - 20$ ）の年金受給権の移転が可能

- なお、第3号被保険者制度の見直しにおいて「夫婦間の年金権分割案」が採用された場合には、当該年金権分割が適用された第3号被保険者期間に相当する婚姻期間については、離婚時の年金受給権分割においても、その分割割合を等分とすることを基本としつつ、合意により分割割合を変更することを可能とすることが考えられる。

(3) 年金受給権分割の対象となる年金受給権及び離婚

対象となる年金受給権

- 婚姻期間中の保険料納付に基づき取得された年金受給権を対象とする。
 - ・ この場合、法改正前の婚姻期間についても対象とするのかどうか。
 - ・ 将来発生する年金受給権を対象とするかどうかについては、検討が必要。

- 報酬比例年金（2階部分）を対象とする。基礎年金（1階部分）は既に制度的に夫婦の間で分かれていると考えられることから、対象としない。

対象となる離婚

- 離婚期日については、法改正以降の離婚を対象とすることが適当ではないか。

- 短期間の婚姻の場合や若年者同士の離婚についても対象とすることについて、どう考えるか。

- 離婚時の年金受給権の分割に当たっては婚姻期間の証明が必要となるが、いわゆる内縁関係について、その婚姻期間の証明（始期と終期の確定）についてどう考えるか。

(4) 年金受給権分割の手続き等

- 合意に基づく分割の仕組みの場合には、離婚当事者間の合意に基づいて社会保険庁が年金受給権分割の手続きを行うこととなる。
 - ・ この場合、離婚当事者は、婚姻期間を証明する書類を社会保険庁に提出することが必要と考えられる。
 - ・ また、離婚当事者間の合意の存在や合意された分割割合等の証明のために、公正証書の提出を求めることが考えられるのではないか。
- 請求に基づく分割の仕組みの場合には、裁判所の決定に基づき、社会保険庁が年金受給権分割の手続きを行うこととなるが、その具体的な手続きについては、民事法制上の仕組みとの間で調整、検討が必要である。

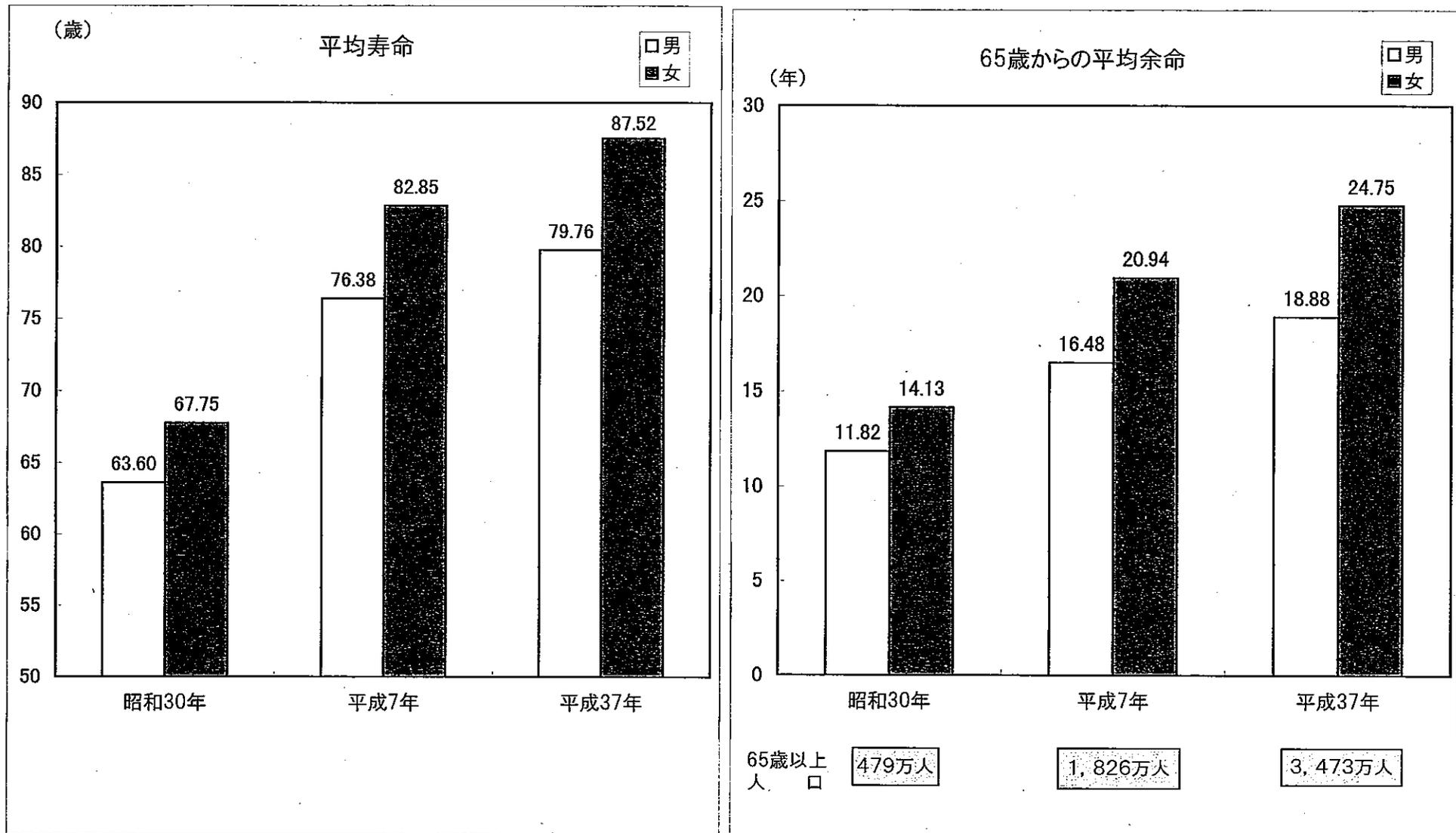
(5) 婚姻期間中の年金受給権分割について

- 離婚時の年金受給権分割制度を創設する場合、婚姻継続中の夫婦についても年金受給権分割を認めることについて、その趣旨、必要性等をどう考えるか。
 - ・ カナダやドイツでは、離婚時の年金受給権分割制度をまず創設。イギリスでは、婚姻期間中の年金受給権分割制度は設けられていない。

(図表1)

平均寿命等の推移

女性の老後期間は男性に比べて長く、将来に向けてもその傾向は続くことが予想されている。

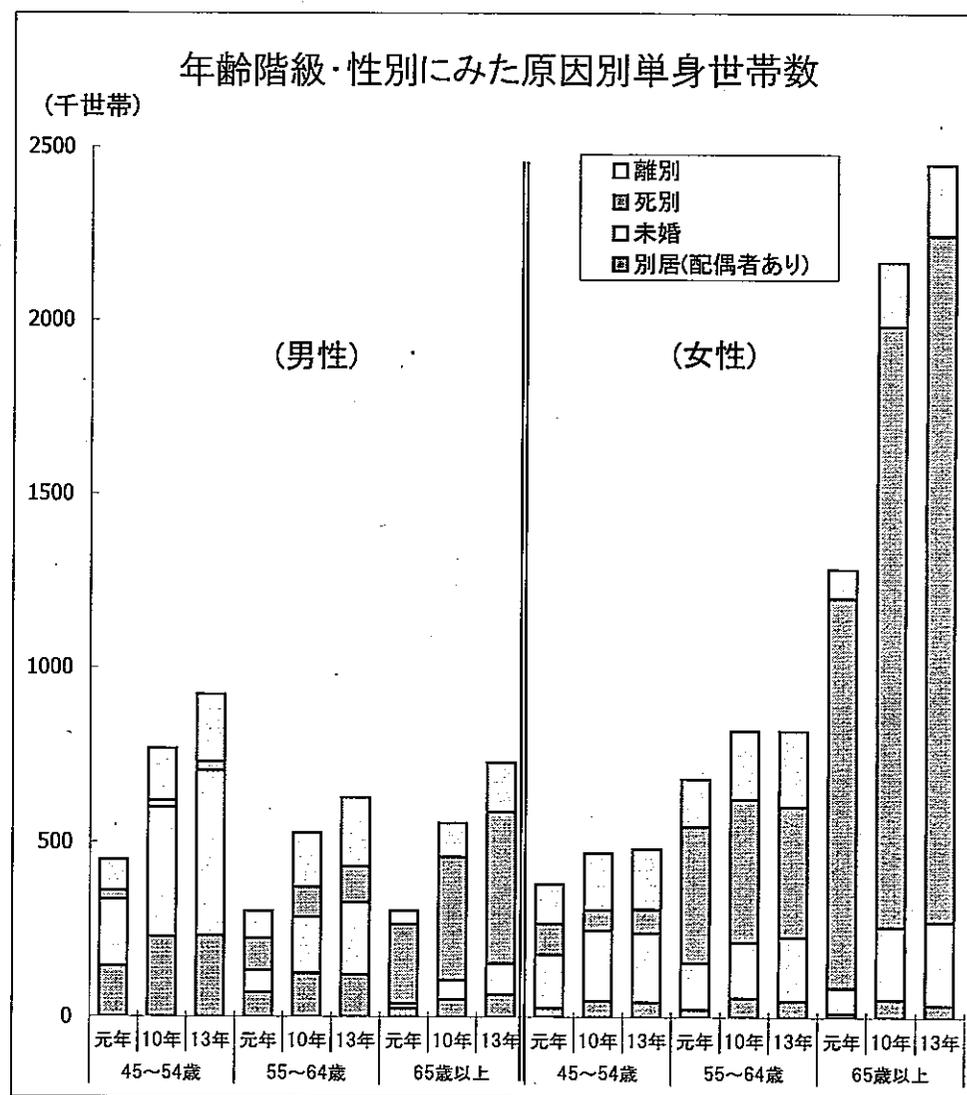
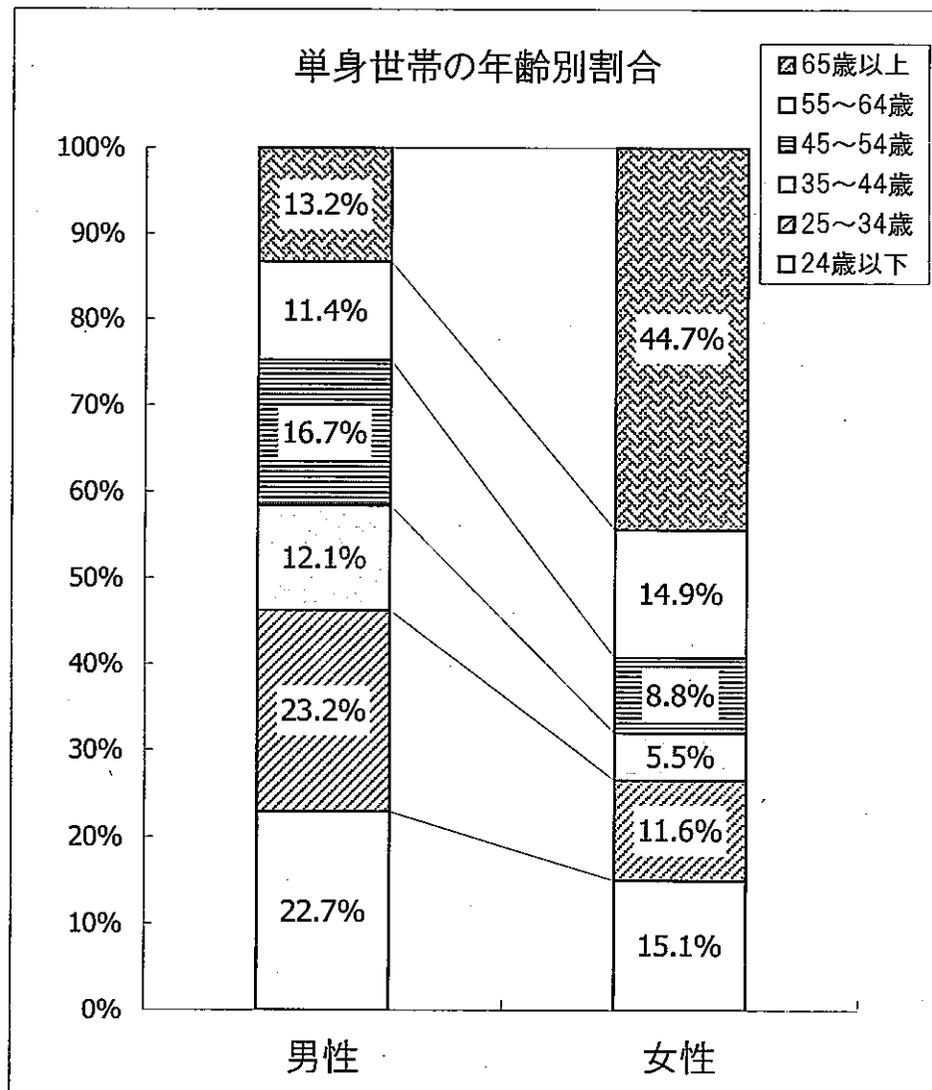


(出典:厚生労働省「完全生命表(第19回)」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年1月))

(図表2)

単身世帯の年齢別割合と年齢階級・性別にみた原因別単身世帯数

高齢単身女性の割合は高く、年々その世帯数も増加している。

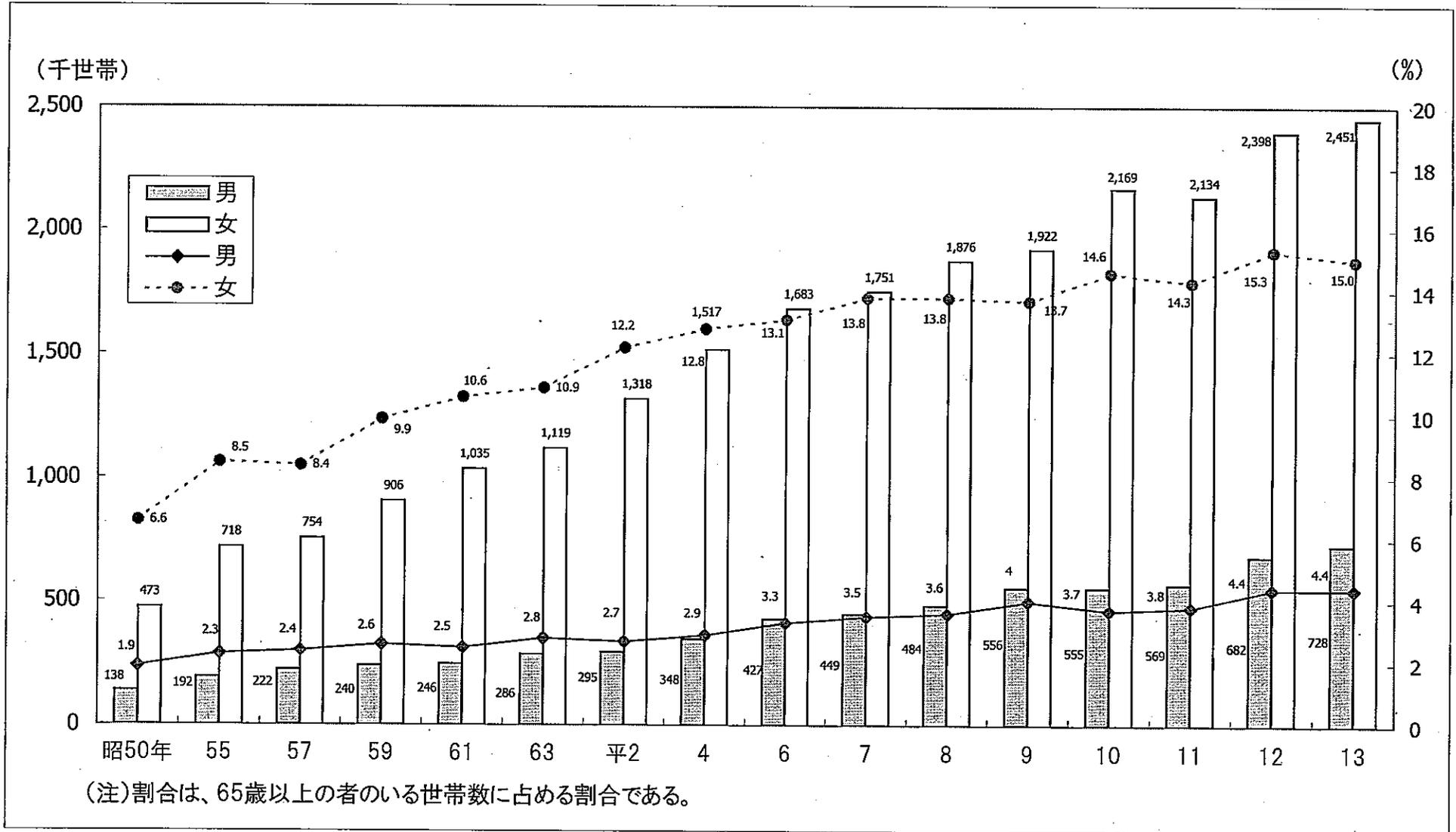


(出典:厚生労働省「平成13年 国民生活基礎調査」)

(図表3)

男女別65歳以上の単身世帯数及び単身世帯割合の推移

女性の単身世帯数は年々増加し、高齢者(65歳以上)のいる世帯のうち、約15%が女性単身世帯となっている。

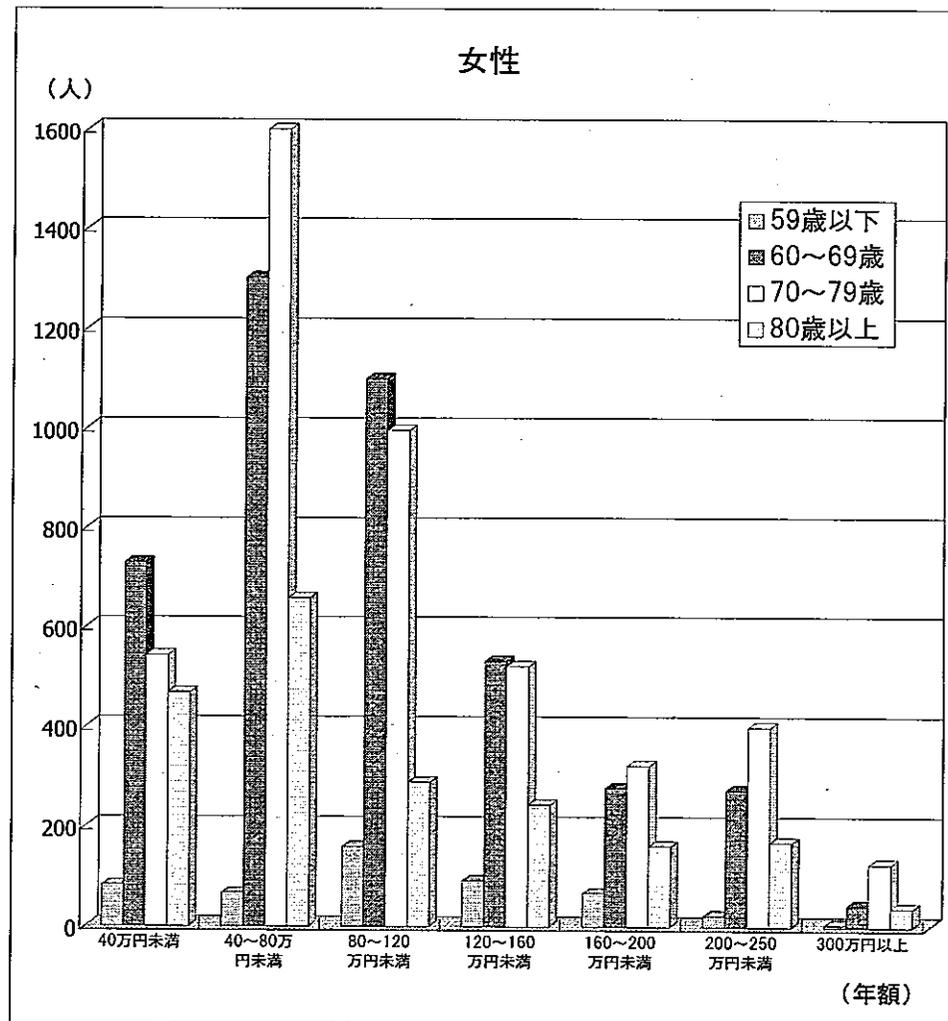
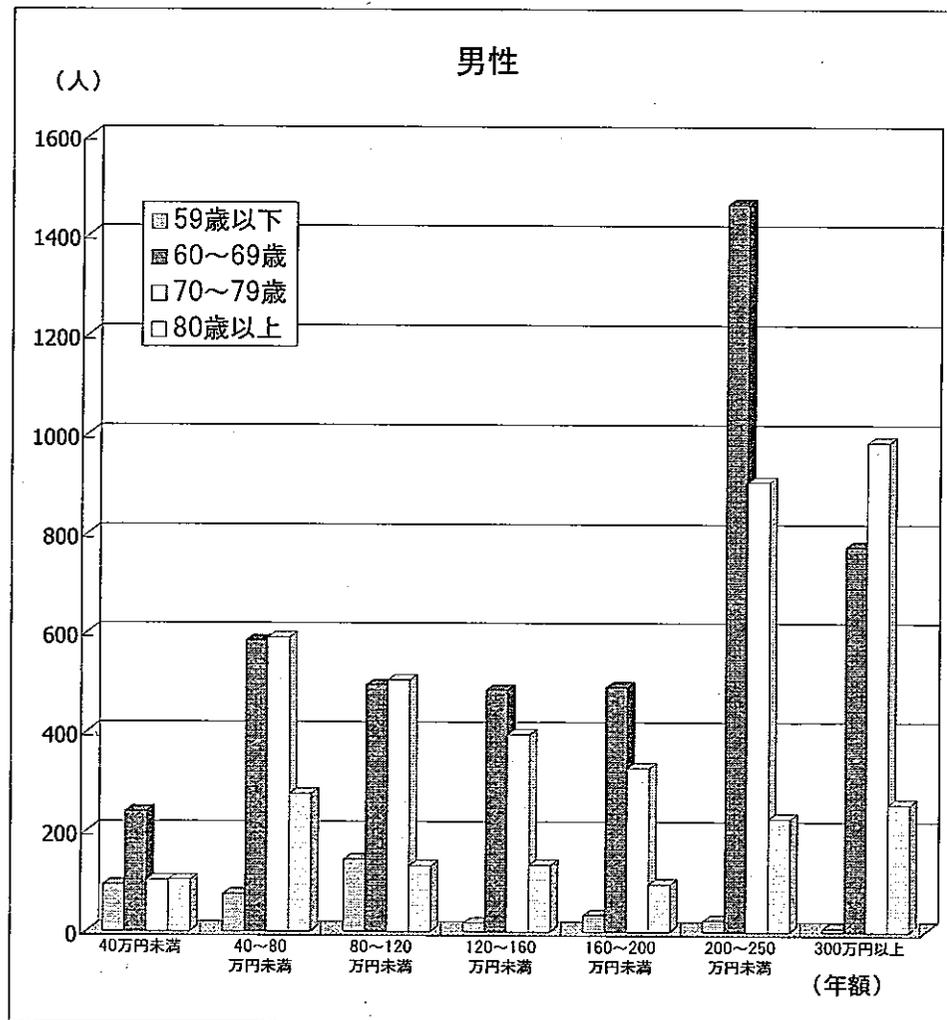


(出典:厚生労働省「平成13年 国民生活基礎調査」)

(図表4)

公的年金・恩給の年齢別受給額の男女比較

平均的に見た場合、男女間で加入期間や賃金に違いがあることから、男性と比べて、女性が受けとる年金額は低くなっている。



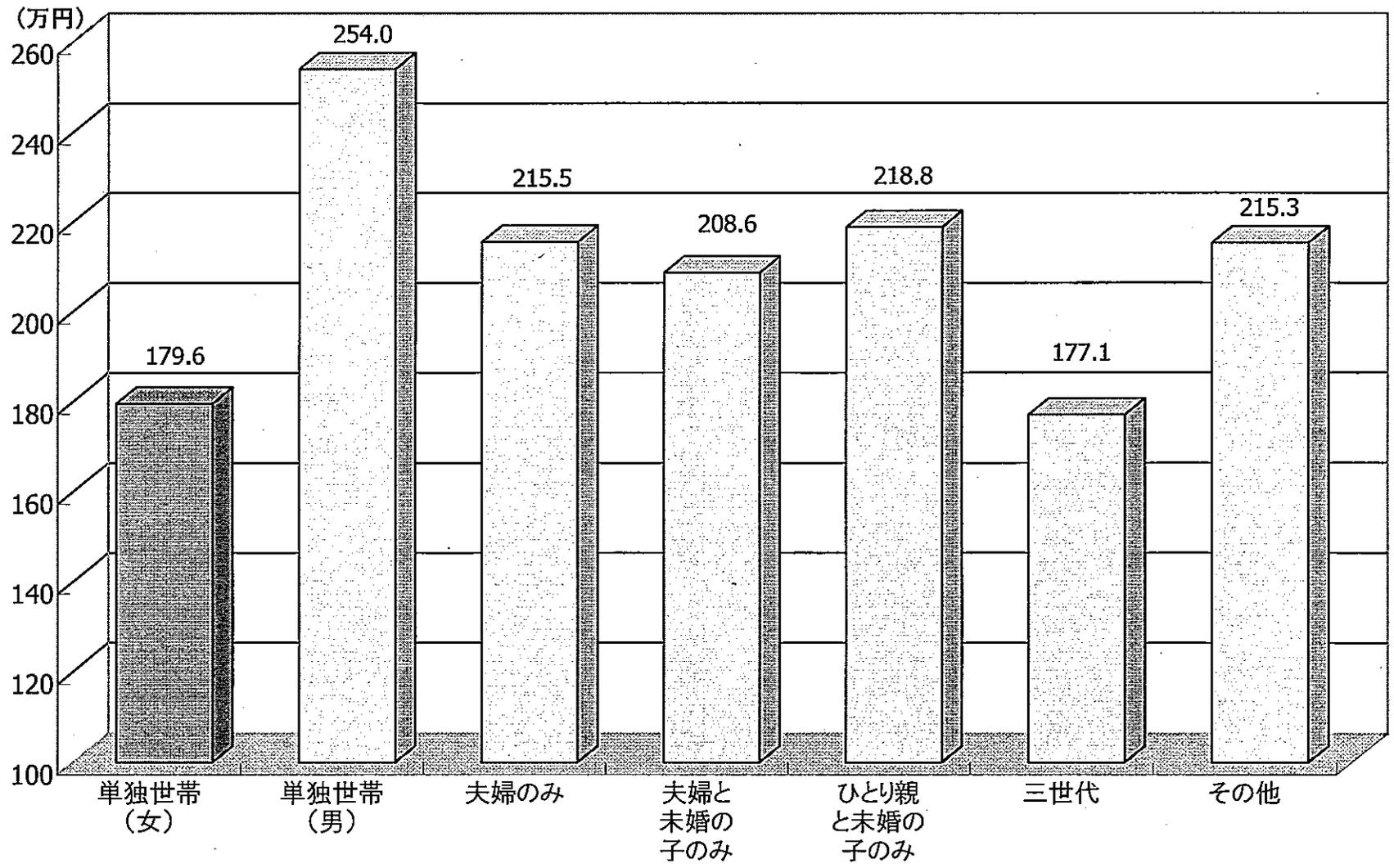
(注)人員数は、総数10万に対する割合である。

(出典：厚生労働省「平成13年 国民生活基礎調査」)

(図表5)

65歳以上の者のいる世帯の平均所得金額（年収）

高齢の単身女性の所得水準は、高齢の単身男性や高齢者夫婦等に比べて、低くなっている。



(注)世帯人員1人あたりの平均所得金額を比較したもの
 所得には、稼働所得、公的年金・恩給、財産所得、公的年金以外の
 社会保障給付金、仕送り、その他の所得を含む。

(出典:厚生労働省「平成13年 国民生活基礎調査」)